



第9回世話人会の報告

12月18日夜、富士・九条の会はラ・ホールで世話人会を開きました。今回はまず6月10日に日本青年館で行なわれた「九条の会」全国交流集会のビデオより、新潟阿賀野、千葉小金原、沖縄大学人、大阪夕陽ヶ丘高校、神奈川横須賀の各会からの報告を上映しました。続いて、憲法九条をまもる富士宮・芝川の会の原田さんに富士宮の活発な活動の様子や課題などをお話しいただきました。また、井上さんから山本の会の報告とデンマークの陸軍大将フリッツ・フォルム氏が20世紀初頭に提案した『戦争絶滅受合法案』(4ページ参照)の紹介、土屋さんから年金および鷹岡の会の報告がありました。

その後、富士・九条の会の今後の取り組みとして事務局から以下の提案が出され、合意されました。

- ◆ 地域・職場の会を作る手助けをする(まず大淵と岩松から)
- ◆ 2007年の主なイベント
 - ・2月11日 建国記念日
 - ・5月3日 憲法記念日
 - ・7月29日 発足2周年
 - ・8月 戦争展で九条コーナー展示
 - ・11月3日 文化の日(憲法公布)

映画『日本の青空』上映会
 次回は、1月23日(火)午後6時半よりラ・ホールで行います。多数のご参加をお待ちしています!

映画『日本の青空』製作協力券

100枚の目標を達成!

映画『日本の青空』の製作協力券(二枚千円)販売で、富士・九条の会では一口十万円(100枚分)の目標を達成しました。年内のべ切に間に合いましたので、映画のタイトルクレジットに本会の名称が載ることになりました。ご協力ありがとうございました。

撮影は終了し、現在編集集中。三月上映受付開始とのことです。富士市内での上映目指して頑張ろう!

(※4ページに関連記事)



あけましておめでとうございます
 富士・九条の会が発足して1年5ヶ月が経ちました。これまでに開いた講演会、ニュース・チラシ等の印刷、通信、出張などの諸経費を皆さんのカンパで賄うことができました。

今年はずますます元気に活動していきますので、引き続きご支援ご協力を宜しくお願い致します。

【口座】富士信用金庫 富士支店
 店番002 口座0252736
 普通(富士・九条の会)

ご意見も募集しています!
 上記のイベントについて、アイデアをどしどしお寄せください!

□年金九条の会(富士・富士宮)

12月26日 鷹岡公民館

最近気になった新聞記事より以下の二点について話し合い、支部長に解説してもらった。

①長崎県で後期高齢者医療の広域連合会発足—75歳以上に保険料負担、②社会保険庁解体—日米保険業界の利益に。

前回に続いて、大日本帝国憲法第二章臣民権利義務について勉強。

次回は1月26日(下欄参照)

□鷹岡九条の会(準備会)

12月16日 鷹岡市民プラザ

1月27日の発足会について話し合った。「いま戦争体験を語る、聴く」会の報告と映画『蟻の兵隊』上映会参加者の感想を聞いた。教育基本法が成立し、危機が増しているの今後の動向に一層の注意を。

発足会

朗読構成劇『我ら昭和の少年民—一つの憲法の下で—』他
 一月二七日(土)午後1時
 鷹岡公民館大ホールにて

次回は1月12日(下欄参照)
 ※劇の練習は1月5、10、12日

各会のイベントなど

鷹岡9条の会(準備会)
 1/27 発足会…「朗読構成劇『我ら昭和の少年国民』」鷹岡公民館で午後1時より

富士市施設利用振興公社
 2/18 橋田幸子さんを迎えて「自分らしく生きる」～志を受け継いで…ラ・ホール富士で午前10時半より、前売り500円、問合せ53-4300

富士・九条の会これまでの歩み

2005年

- ・7/29 発足会 講演「世界に誇る日本国憲法—暴力と殺戮からグローバルな正義へ」伊藤恭彦静大教授
 - ・10/16「しずおか憲法9条の会結成1周年の集い」に参加
 - ・12/10 130 有明集会ビデオ鑑賞、10.19 静岡グランシップ報告
- 2006年

- ・1/8「アテの贈りもの」上映を前にして
- ・1/25「アテの贈りもの」を観てのつどい
- ・2/16講演会「憲法とは何か?」今の改正論議に併せて小長谷保弁護士
- ・3/1講演会「憲法とは何か?」今の改正論議に併せて小長谷保弁護士
- ・5/31講演会「憲法改正?」こがんだよ!
- ・国民投票法案—諏訪部史人弁護士
- ・7/22富士・九条の会一周年記念のつどい
- ・9/23講演会「日本国憲法と教育基本法」石田義明さん
- ・11/22講演会「いま戦争体験を語る、聴く」望月寅雄さん、佐藤清さん、橋口傑さん

十二月の活動報告

12・18 世話人会▽事務局会議▽映画『日本の青空』製作支援▽ニュース発行、HP更新、缶バッジ販売ほか

今後の予定

□1月23日(火)世話人会:午後6時30分よりラ・ホールにて

※注意!23日に変更となりました。

□2月11日(日)「憲法誕生と東京裁判(仮)」:午後2時よりラ・ホール

第10回世話人会

1月23日(火)
 午後6時30分~
 九条の会全国交流集会ビデオ上映
 7時~ ミーティング
 ラ・ホール富士
 どなたでも参加歓迎!

12月26日現在
 呼びかけ人 327名
 賛同者 計 824名



富士・九条の会 呼びかけ人代表【新年の抱負】

富士・九条の会呼びかけ人代表の方々に『新年の抱負』と題して、憲法九条を守るための呼びかけやご自身の想いなどメッセージを寄せていただきました。（※あいうえお順で掲載）

伊藤 三千代さん（主婦）
教育基本法改正に考える

「人びとに未来などない。あるのは希望だけだ」。二十世紀最後の思想家、イバン・イリイチはこんな遺言を残して死にました。この意味を懸命に考えてみました。現代日本そのものです。過去の言語に絶する被害、加害、大きな犠牲から、不戦を誓った憲法九条も、それに基いて出来た教育基本法も踏み躪られ基本法改正案が国会を通過しました。先日、R大学の市民講座でナチスが政権の座についた頃の社会情勢を学びましたが、「愛国心」とか「格差是正」とか紛らわしい言葉の羅列です。一寸細部をみてみましょう。現行では「すべて国民は能力に応ずる教育を受ける権利を有する」が改正案では「能力に応じた教育」と書き替えられています。もともと義務教育では格差是正が大きな目標ですが、能力の違いを前提に機会を不平等配分するという改正案では社会正義に反するものです。

浦田 雅史さん
（空想小説家）

明けましておめでとうございませう。本年もよろしく願います。

昨年から今年にかけて、あたたかい日々が続く中、春一番とおもわせる1月6日の大雨と風が吹きあれた正月は今ままであったらどうか。春夏秋冬の季節感がなくなっている。私達が毎日ながめている富士山に異常を感じる人はいませんか。

富士山が真白にかぶる時はボケがさく3〜4月の春なのに、この頃、1月から雪をかぶる年が多く、地球温暖化がすすんでいる証明であろう。食糧を海外に依存する日本。この異常気象で私達の台所が大変な事になりそうな予感があります。

海外から食糧がストップしたら日本の台所が幾日もつか知っていますか…（後日お話しします）。無関心でいる事のこわさを痛感した1月6日でした。

勝田 貞男さん（仏像研究者）
「平和な日本」を求めよう

昨年、「広報ふじ」10月20日号にパブリックコメント募集の広告が掲載されました。内容は、武力攻撃やテロから市民を守る保護計画案についての意見の募集です。資料は、各公民館などにあるので取り寄せるといいことです。全市民に呼びかけながら、こんなやり方では意見が寄せられても数件程度だろうし、それを市民の声として定義づけようとする行政の目論見に非常に腹が立ちます。計画案の内容も、どう読んでも自然災害防災訓練の粉飾程度です。実際の戦争は、お年寄りや私たちが経験した戦争や空襲体験のように、死の極限に突然追い込まれるものです。『核兵器廃絶平和宣言』都市ならば、常に平和を希求する施策を追求すべきではないでしょうか。

近年、北朝鮮問題を言い訳に、戦争を知らない政治家たちが核やミサイルの恐怖心を煽り軍備の強化を推進しています。そのために「憲法改悪」を叫んでいます。そんなところに「美しい日本」などありません。「平和な日本」をマニフェストにしましょう。

第二次大戦での悲惨と反省を教訓に「戦争放棄」を掲げた憲法を樹立したはずなのに、ふたたび殺し合いの国にすることは許せません。平和ボケした政治家や戦争で儲けようとする資本家を糾弾して、ひとりでも多くの人に、戦争の惨めさと平和の幸せを語り続けていきたいと思えます。

加藤 久延さん
NPO法人富士市民劇場理事長

最近いつも気になっている発言がある。それは新聞のコラムで見た大江健三郎さんの次のような言葉である。

「憲法の改定はいったんは国民投票で阻止できるかも知れないが、巻き返され、十年ほどで反民主主義的な憲法になるだろう」というのである。安倍内閣成立以後、核論議とか防衛省とか、きな臭い話が政治の中で横行している。大江さんの言も満更杞憂ともいえないだろう。

六十年安保の時、激しく戦ったのは学生や若い労働者だった。今から十年後にはあの時戦った私達戦争体験のある世代は殆どいなくなってしまう、戦争をゲームのようにしか考えない世代が平和憲法を弊履のように捨ててしまうのか。

加藤周一さんは最近東大駒場で学生と話し「老人と学生には精神の自由がある。共同して日本社会を変えよう。」とユニークな提案をしている。青年と提携しなければ、日本の未来はないと考えている。

芳賀 正治さん

(吉原教会牧師)

頌春。聖書の出エジプト記二十章十三節は「汝殺すなかれ」と教えます。有名な「十戒」。その第六戒です。アルベルト・シュヴァイツァーは自分の思想の基礎を「生命の畏敬」にしています。ところが、第二次世界大戦でのホロコーストや原爆、今日のテロや戦争などで、虫けら同然に人間の生命が奪われています。

更に、日本国憲法の改悪が現実味を帯びてきています。かつて、アジア諸国を侵略し、二千万人とも言われる人を殺した事などなかったかのようにして……。かつて、アジアと世界に向かつて、「もう殺しません」、「もう軍隊は持ちません」と宣言したことを忘れて……。

「日本国憲法」前文、「日本国民は、恒久の平和を念願し……平和を愛する諸国民の公平と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意したことを忘れないで、新しい一年を過ごしましょう。

吉村 篤さん

(長学寺住職)

戦争のない、平和な世界は、人類だけの永遠の祈りだと思えます。

地球上の全ての動物は弱肉強食で生命をささえております。動物の中では、人類だけが弱肉強食でない不殺生を祈っています。

でも、それは動物としての人間には実現不可能な理想だけの祈りかも知れません。

その反動物的な、崇高な祈りは祈りだけで終わってしまうかも知れません。

でも、一人の人間として不殺生は祈らない訳にはいかないと思っっているのです。

合掌

三 国際平和主義

国の中で、国民ぜんたいで、物事をきめてゆくことを、民主主義といいますが、国民の意見は、人によってずいぶんちがっています。しかし、おおぜいのほうの意見に、すなおにしたがつてゆき、またそのおおぜいのほうも、すくないほうの意見をよくきいてじぶんの意見をきめ、みんなが、なかよく国の仕事をやってゆくのでなければ、民主主義のやりかたは、なりたないのです。

これは、一つの国について申しましたが、国と国との間のことも同じことです。じぶんの国のことばかりを考え、じぶんの国のためばかりを考えて、ほかの国の立場を考えないでは、世界中の国が、なかよくしてゆくことはできません。世界中の国が、いくさをしないで、なかよくやってゆくことを、国際平和主義といえます。だから民主主義ということは、この国際平和主義と、たいへんふかい関係があるのです。こんどの憲法で民主主義のやりかたをきめたからには、またほかの国にたいしても国際平和主義でやってゆくことになる

のは、あたりまえであります。この国際平和主義をわすれて、じぶんの国のことばかり考えていたのでは、とうとう戦争をはじめてしまったのです。そこであたらしい憲法では、前文の中に、これからは、この国際平和主義でやってゆくということを、力強いことばで書いてあります。またこの考えが、あとでべる戦争の放棄、すなわち、これからは、いっさい、いくさはしないということをはきめることになってゆくのであります。

六 戦争の放棄

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかつたでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があつたでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおつただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまへの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けつして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、おおよそ戦争をするためのものは、いっさいもないということなんです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といえます。「放棄」とは「すててしまふ」ということです。しかしみなさんは、けつして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことぐらゐ強いものはあります。

もう一つは、よその国と争いごとがおつたとき、けつして戦争によつて、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをはきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようということです。なぜならば、いくさをしかけることは、けつきよく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになつてくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

『あたらしい憲法のはなし』(文部省)より

戦争絶滅受合法案 (戦争を絶滅させること受合ひの法律案)

フリッツ・ホルム (デンマーク陸軍大将)

「戦争行為の開始後又は宣戦布告の効力の生じたる後、十時間以内に次の処置をとるべきこと。即ち下の各項に該当する者を最下級の兵卒として召集し、出来るだけ早くこれを最前線に送り、敵の砲火の下に実戦に従わしむべし。

- 一、国家の元首。但し君主たると大統領たるとを問わず、尤も男子たること。
- 二、国家の元首の男性の親族にして十六歳に達せる者。
- 三、総理大臣、及び各国務大臣、並びに次官。
- 四、国民によって選出されたる立法部の男性の代議士。但し戦争に反対の投票を為したる者は之を除く。
- 五、キリスト教又は他の寺院の僧正、管長、その他の高僧にして公然戦争に反対せざりし者。

上記の有資格者は、戦争継続中、兵卒として召集さるべきものにして、本人の年齢、健康状態等を斟酌すべからず。但し健康状態に就ては召集後軍医官の検査を受けしむべし。

以上に加えて、上記の有資格者の妻、娘、姉妹等は、戦争継続中、看護婦又は使役婦として召集し、最も砲火に接近したる野戦病院に勤務せしむべし。」

(長谷川如是閑「戦争絶滅受合法案」より)

2006年12月25日の静岡新聞朝刊より

GHQ (連合国軍総司令部) は、日本国憲法の草案をわずか一週間で書き上げた。それができたのは、のちに静岡大学文理学部長となる鈴木安蔵の起草した、憲法研究会案をお手本にしたからである。これについては、拙著憲法「押しつけ」論の幻 (講談社現代新書) で詳述した。このほど静岡大学図書館にある鈴木木の戦前の研究資料が、関係者の手で確認され、あらためてその内容が明らかになった。

静岡図書館の鈴木安蔵資料

小西豊治

資料の中で目をひくのは、「明治十一年松山における植木枝盛演説要項覚書集(手書き写し)」と「植木枝盛研究資料① 思叢の演説要項③ 枝盛日記(手書き写し)」である。

それまで自由民権運動の指導者植木の研究は、植木の単行著作によってしかなされていなかった。しかし鈴木は、演説や日記にまで目を通し、植木を全人的に理解しながらその理論の核心に迫ろうとしたことをこれらの資料は伝えている。この鈴木の研究方法によって植木研究は画期的に進展するのである。「鈴木先生が土佐に調査に入られたことを報じた昭和十一年六月三日付『高知新聞』ほか」と「鈴木

「主権在民」のルーツ 植木枝盛の核心に迫る

木先生の投稿・記事(昭和十一年六月六日『土陽紙』『高知日日』)で報じている鈴木土佐調査は、日本国憲法成立史上、重大な意味を持っている。処女作『憲法の歴史的研究』(昭和八年)の発刊以来、明治憲法成立史研究に専念してきた鈴木の前に立ちふさがったのは、起草者不明の謎の国憲案『日本国憲案』であった。それは、豊富な法律上の留保のない無制限の自由権や拷問・死刑の廃止を規定して、人権保障が手厚く、普通選挙志向を示しながら一院制、連邦制、抵抗権、革命権をも規定し、きわめて急進的な案となっていた。鈴木土佐行きは、その起草者確定の調査で

あった。高知県立図書館で植木文書、片岡健吉文書などを調査した鈴木は、ここで植木枝盛「日本国憲法」(草稿本)を発見し、これと「日本国憲案」(清書本)の特徴が一致することから、謎の国憲案の起草者は、植木であると断定するにいたるのである。草稿本発見が、鈴木昭和十一年の土佐調査でなされたのであり、この調査を伝える「高知新聞」は、実質的には鈴木木国民主権の宣言規定を伝えていることになる。



にし・とよはる氏 1948年石川県生まれ。中央大学法学部卒、明治大学大学院政治経済学研究所博士課程修了。専攻は日本政治思想史、日本法制史。著書に「もう一つの天皇制構想」など。

る。

この草稿本では「日本国の最上権は日本国民に属す」と規定されていた。憲法研究会案では、「日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」と規定され、GHQ第一次案では「日本国の主権は日本国民に

ある」と規定されている。GHQ関係者は、天皇の章を規定するにあたり、特に憲法研究会案を参考にしたと回顧している。そもそもアメリカ合衆国憲法には、国民主権の宣言規定はないのだ。日本国憲法の国民主権の起源は、植木案草稿本にあるといえる。草稿本発見が、鈴木昭和十一年の土佐調査でなされたのであり、この調査を伝える「高知新聞」は、実質的には鈴木木国民主権の宣言規定を伝えていることになる。

(法制史学会会員)